

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和2年度第1回高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会
開 催 日 時	令和2年12月1日（火） 午前10時～11時35分
開 催 場 所	市役所 4階会議室
議 題	(1) 会長の互選及び職務代理者の指名 (2) 諮問：高松市議会の議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額並びに議会における政務活動費の額について (3) その他
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出席委員	6人 桑城秀樹、高塚順子、北岡保之、高橋大貴、中澤悦子、奈良茂子
傍 聴 者	1人
担 当 課 及 連 絡 先	総務課 (Tel 839-2181)

【経過及び結果】

1 会長の互選及び職務代理者の指名

会長については、桑城委員を推挙する意見が出され、全員一致で了承された。

職務代理者については、会長が高塚委員を指名した。

2 会議の公開の決定

会長から本審議会の会議を公開とする旨の発言があり、今後、会議を非公開とすべき審議事項が生じた場合には、その都度、本審議会において公開・非公開を決定することとした。

3 審議会資料の説明

市長からの諮問の後、事務局から本市の議員報酬、市長及び副市長の給料、政務活動費の額の状況、本市の財政状況、人事院・香川県人事委員会の勧告内容、他市の状況等について説明し、それらに対し各委員から質問及び意見等が出された。

【主な質疑応答】

委員) 去年の審議会で、高松市自主財源検討委員会の中とりまとめの報告は受けたが、最終とりまとめの結果はどうなったのか。

事務局) 高松市自主財源検討委員会の最終とりまとめは、本年1月に出されている。本市の財政状況については、恒常的な財政調整基金の取崩しによる予算編成によって、基金残高が半減し、直近30年度では25億円減少している。今後についても、歳入増による大幅な財源不足の解消は期待できず、歳出増に伴って、財源不足額は拡大する見込みである。

また、中期財政収支見通しに基づくと、今後、財源不足額は増加し、現状のまま対策を講じることなく、基金の取崩しによる財政運営を行った場合、2、3年で財政調整基金が枯渇し、市民サービスにも影響を及ぼすおそれがあるとの分析がなされた。

歳出改革の取組を前提としつつ、歳出改革のみでは財源不足を補うことは困難であることから、自主財源の充実強化を図る必要がある。財源不足の解消には、ふるさと納税やネーミングライツの拡充など、市税以外の財源確保策を着実に実行していくこと、また、滞納整理の強化、収納率の更なる向上に取り組んでいくことが必要である。その上で、個人市民税や固定資産税の超過課税、都市計画税の導入のうち1つ、又はこれらの税目に他の税を含めた複数を組み合わせるの実施が必要であるのではないかと、ということで他都市の状況や、税目のメリット、課題を勘案する中で、単独であっても複数の組み合わせであっても、普通税であり安定的な財源である固定資産税の超過課税を実施することが必要ではないかという結論になっている。

ただし、最終とりまとめが出された後、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、市民の生活にも多大なる影響を与えているため、固定資産税の超過課税の導入については、現在は見送られている状況である。委員)この自主財源検討委員会の意見に拘束力はなく、当面、市民に対する負担が大きいことから固定資産税の超過課税を実施しない流れになっているが、新型コロナウイルス感染症の状況次第によっては、今後、意見を参考にして超過課税を実施することがあり得るのか。

事務局)今後、どの段階で新型コロナウイルス感染症が収束するのかわからないが、社会情勢や本市の財政状況は、最終とりまとめの時点とは、異なってくる。新型コロナウイルス感染症が収束したということをもって、そのまま適応していくかどうかについては、その時々判断によると思う。

委員)都市計画税については、導入しないとの意見だったのか。

事務局)都市計画税については、当時の中核市 58 市のうち、51 市が導入している。都市計画税を課税するに当たり、本市は、市街化区域と市街化調整区域の線引きを廃止しているため、課税対象区域を新たに設定する必要があることや、本市が推進するコンパクト・エコシティ施策への影響が懸念されるということで、自主財源検討委員会においては、都市計画税の導入を求めるという結論ではなかった。

委員)議員について、議員報酬、期末手当、政務調査費の金銭収入以外で、何か手当はあるのか。例えば、公用車の無償貸出しや、駐車場が無料で使用できるなどということはあるのか。また、議員に退職金の制度はあるのか。

事務局)議員については、議会等に出席するに当たり、必要な経費を支払う費用弁償があるが、退職金の制度はない。便宜的なものとしては、議会中など、市役所本庁舎の地下駐車場を使用することが可能である。また、公務の内容に応じて、公用車で会場への送迎がある。

委員)自宅に公用車を駐車して、プライベートの時間でも使えるようなことはないのか。

事務局)それはない。

委員)市長、副市長の退職手当に関して、他の中核市との比較では差があるのか。

事務局)退職手当は、市長、副市長の給料の支給額をベースにして積算される。この給料の額が自治体によって異なるため、給料の差が退職手当の金額にも影響する。

委員)退職手当の金額の差は、ベースとなる給料の差であって、積算の計算過程は他の中核市と一緒にということか。

事務局)給料月額にかける在職月数、役職加算の数字が自治体によって異なるため、そこでも一定の差は出るが、大きくはベースとなる給料月額の差であると考えている。

委員)退職時の給料月額が算定基準となるのか。

事務局)退職時の給料月額に対して、一定の加算率を掛ける。また、在職月数に応じて変わってくる。

委員)若干のずれはあるにしても、基本的な考え方は、他市でも大体同じであると理解した。

委員)今回、新型コロナウイルス感染症の対応で、議員報酬や政務活動費が減額されているが、減額率や減額期間は他の中核市と合わせているのか。

事務局)中核市60市について、本年8月1日を基準日とした調査では、既に財政状況を鑑みて、特に市長、副市長の給料について自主的に減額をしている自治体や、新型コロナウイルス感染症が市民生活に支障を与えているということで、市長が自身の意向で、更に減額する自治体があった。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により減額をしている市は、60市中20市であった。また、給料は減額しないが、期末手当を減額する自治体は、60市中11市である。議員については、首長ほど、新型コロナウイルス感染症のことを鑑みて報酬を減額した自治体はあまりないが、本市の場合は、議員からの発案で、議員報酬10%減額に加えて、政務活動費月額10万円について、上半期については既に支出済みのため、下半期について月額6万円に減額する。

委員)四国の他の市長の給料減額については、新型コロナウイルス感染症の影響なのか、財政状況に起因するものなのか。

事務局)松山市については、平成26年度から、財政状況を踏まえて給料の自主減額を行っており、市長が8%、副市長6%の減額であるが、新型コロナウイルス感染症の影響での更なる上乘せ減額はしていない。高知市についても、財政状況を踏まえての給料を減額しており、本年6月から12月末までの7か月間は、従来の自主減額に加え、更に10%上乘せした結果、市長については20%、副市長については15%の減額を行っている。徳島市については、今年の春の選挙で初当選した市長が、自分が当選した際には、給料の50%を減額することを選挙公約にしており、それを踏まえての減額である。副市長については、本年7月から来年3月末まで10%の減額をしているが、新型コロナウイルス感染症の影響か行財政改革の取組によるものかは分からない。なお、香川県については、本市同様、本年7月から12月末までの6か月間、知事が20%、副知事が10%の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた減額措置を講じている。

委員)香川県の減額期間は本市と同じか。

事務局)同じである。

委員)市長、副市長、及び議員報酬の期末手当の計算式の中に、役職加算というものがある。市長も議員も、それぞれ役職に応じた給料月額が決まっているのに、その手当に対して、更に役職加算がつく意味を教えてください。また、この審議会では、暫定的になされている減額措置ではなく、元のベースとなる報酬を審議するという認識でよいか。個人的な見解だが、市長や議員の給料減額は公職である以上、仕方ないと思うが、それが市民にきちんと認知されていないのではないかと。新聞にも、とても小さい記事でしか掲載されておらず、もう少し大きく取り上げていいのではないかなと思う。それをこの審議会で議論するわけではないが、割に合わないように感じている。中核市の政務活動費について、議員1人当たりの交付額は決まっているが、自治体によっては、政務活動費は一律ではなく、会派に属している場合と、そうでない場合で金額が違うという認識でよいか。また、様々な市で、暫定的に減額になっていると思うが、本市も暫定的に月額6万円に減額しているということでしょうか。

政務活動費の減額については、議員活動にとって命綱ともいえる政務活動費を月額10万円から6万円に減額することが、議員として職務を全うしていくことに影響しないのか。報酬を減らすのは仕方ないが、活動費

自体をここまで減らして議員としての仕事が成り立つのかと疑問に思う。

新型コロナウイルス感染症の影響で、様々なものがオンライン化し、我々も学会をオンラインで行うことがある。これはとても楽な面もあるが、議論が深まらないという面もある。新しい生活様式に変わっていく中で、例えば議員の政務活動の内容も、基本的にはオンラインになると、政務活動費の使い方や、使途も含めて変えていく必要があると思う。

委員) 新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式への移行は、全国規模で変わってきている。政務活動の形態が変わったために、政務活動費が安く済む場合もあるのではないかと。私の仕事の関係で、以前は東京から公認会計士に毎月来てもらっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、来る頻度を少なくし、東京とオンラインでやりとりすることが常態化してくると、出張費は前ほどかかなくてもよかったのではないかとという意見が出てきた。委員が言うように、生活様式が変わり、政務活動の形態が変わることを、今後、意識してもいいのではないかと。委員の質問した役職加算についてはどうか。

事務局) 期末手当の役職加算についてだが、職員にも役職加算の制度がある。職員は給料表に基づいて給料を支給しているが、給料表には1級から9級まで、それぞれの役職に応じて給料が定められている。一般職であれば、1級、2級、局長級であれば8級、9級というように、級ごとに役職が決まっている。職員の場合は、係長級以上の職員に対しては、役職加算が役職に応じた率で定められている。特別職についても、それと同じ考え方で、局長級と同じ率の役職加算をしている。

委員) 市長という役職を考えた上で、市長の給料が決まっているので、それに加算するのは、おかしいのではないかとこの意見である。

事務局) あくまでも給料というのは、算定基礎でしかないもので、役職に応じた手当を出すという意味合いである。また、特別職の役職加算については、一般職の職員にも役職加算があるので、一般職との均衡を図るという意味合いもある。

委員) 四国の他市も同じような運用なのか。

事務局) 期末手当、退職手当いずれも、役職加算がある。自治体によって率の差はあると思うが、ほぼ同様の考え方である。

委員) 人事院勧告の骨子で、民間の支給割合が4.46か月となっているが、これは純粋に月額給料に掛ける月数ということか。

事務局) 人事院勧告については、人事院が民間給料実態調査を行っており、その中でボーナスの支給月数が何月あったかという、単なる月数だけである。

委員) 民間の支給割合と均衡を図るため、期末手当を引き下げて、職員の期末手当については4.45か月となっているが、議員については役職加算があるため、期末手当の支給割合のみで民間との比較はできないということか。

事務局) 民間企業には単純に給料に支給月数を掛ける場所もあれば、公務員と同じように役職加算をするところもあると思う。人事院勧告は、そこは考慮せずに月数だけで、公務員と民間企業をボーナスの月数を比較しており、結果として0.04月分の差があったということである。また、一般職は期末手当と勤勉手当を併せて4.45月としているのに対し、特別職や議員は、勤勉手当がなく期末手当のみという違いはある。

委員) 市長、副市長の給料、議員報酬について、令和2年7月1日から期間限定で減額することや、期末手当の支給割合を引き下げるということについて、それぞれの理由は何か。

事務局) 市長、副市長の給料、議員報酬については、財政状況や新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、

条例改正を行い、半年間の減額措置を講じている。期末手当の支給割合は、人事院勧告に基づいて、年間の期末手当の支給率を0.05月分引き下げたものである。今回、6月分は支給済みのため、12月にまとめて0.05月分を引き下げた。来年度以降は、0.05月分を6月期と12月期に分けて、0.025月分ずつ引き下げることとなる。そのため、今年の12月と来年12月とを比較すると増額したように見えるが、年間支給率は同じである。

委員)6月は減って、12月は増えて、結局プラスマイナスゼロということか。

事務局)本来であれば本年6月期から引き下げられればよいが、勧告が10月に出されたため、年間支給率を合わせるために12月期でまとめて、0.05月分を引き下げたものである。

委員)期末手当の支給割合改定も、理由は新型コロナウイルス感染症によるものか。

事務局)期末手当の支給割合改定は、人事院勧告に基づいたものである。当然、新型コロナウイルス感染症の影響も加味されていると思うが、純粹に民間企業の支給率と比較した結果である。

事務局)令和2年の人事委員勧告で、期末手当を0.05月分引き下げる勧告が出た。6月期は支給済みのため、0.05月分を12月期で下げる。来年については、0.025月分をそれぞれ6月期と12月期に分けて、併せて0.05月分下げる。結果的に6月期は0.025月分下がり、12月期は今年0.05月分下げているので、来年は0.025月分上がる。

委員)今年に関しては、既に夏のボーナスが支給済みであるから、調整しようと思うと、12月で引き下げるしかない。しかし、次年度の夏と冬は、二つに分けて引き下げるため、今年の12月は下がるが、来年の冬はその半分の割合しか下がらないということだと理解した。

事務局)先程の委員の質問に回答する。本審議会では、給料等の減額部分にまで踏み込んで審議するのかという質問については、減額部分に触れてはいけないわけではないが、基本的には、市長等の給料や議員報酬額の水準について審議する会である。また政務調査費の中核市調べについては、8月1日現在の調査であり、10月から減額になる本市については表中に記載がなかったものである。

本市が給料減額した際にあまり報道がされなかったことに関して、特に新型コロナウイルス感染症の被害が大きい都市圏では、市長自らが給料減額したことについて、かなり大きな報道もされていたが、地方に広がるにつれて、ニュースバリューとしては小さくなっていった部分があるのかもしれない。

政務活動費の減額については、全会派一致で議員提出議案として可決された。コロナ禍における市民への思いや、新型コロナウイルス感染症の影響で議員活動が制約される部分も踏まえた判断かと思う。議員活動も、新しい生活様式に移行する中で、政務活動費の在り方等については、今後、市議会において検討されていくものと考えているが、審議会が出た意見については、議事録でも公開し、市議会にも伝える。

事務局)先程の役職加算についての補足だが、特別職に役職加算を算入しなければ、局長級職員の期末手当の支給額と逆転が生じる可能性があるため、局長級と同じ率の役職加算としている一面もある。

委員)市長の退職金について計算する場合、減額後の給料月額を基準にするのか。

事務局)基本的に給料減額措置を行う際には、支給する給料に関しては減額するが、期末手当や時間外勤務手当、退職手当の算定基礎となる給料月額については、減額前金額を適用することを、条例に規定している。